

平成24年12月16日執行
最高裁判所裁判官国民審査審査公報



最高裁判所判事
やま うら よし き
山浦善樹

略
目

長野県丸子町（現在は上田市）生まれ
丸子小・中学校、長野県立上田高等学校
経て、一橋大学法学部を卒業（昭和四四

東京都生ま
昭和四六年三月慶應義塾大学法学部法律学科卒業
昭和四九年三月慶應義塾大学大学院法学研究科修士課程修了



最高裁判所判事
岡部喜代子

甲
四

月
岐阜県足利市内の御厨小・中学校、足利高校
及び中央大学法学部を卒業
弁護士登録（東京弁護士会）

昭和四四年
三四五年三月
四月中央大學法学部卒業
司法修習生
千葉県木更津市で出生。
県立木更津高校卒業



最高裁判所判事
よこたともゆき
横田尤孝

平成 四九年	四月	弁護士登録（東京弁護士会）
	四月	司法研修所 民事弁護教官
一二年	二月	司法試験 考査委員（民事訴訟法）
一三年	五月	日本民事訴訟法学会 理事
一六年	四月	山梨学院大学法科大学院 教授
二〇年	四月	筑波大学法科大学院 教授
二三年	四月	中央大学法科大学院 客員教授
二十四年	三月	最高裁判所判事

五年	平成六年五月	判事補任官 以後、名古屋地裁、札幌地家裁、東京地裁において勤務
四年	同 年 四月	判事任官 大分地裁、東京家裁において勤務
三年	六月	弁護士名簿登録（東京弁護士会）
二年	四月	以後、慶應義塾大学法学部、日本大学法学部等非常勤講師
一年	四月	東洋大学法学部教授
一六年	四年	東洋大学専門職大学院法務研究科教授
一九年	四年	慶應義塾大学大学院法務研究科教授 最高裁判所判事

平成 六年	四月	東京弁護士会副会長
七年	四月	司法研修所民事弁護教官
一二年	四月	国際医療福祉大学特任教授（後に客員教授）
一六年	四月	東京弁護士会国際委員会委員長
二〇年	四月	日本弁護士連合会綱紀委員会委員長
		東京都労働委員会公益委員
		以上のほか、特別公的管理銀行の内部調査委員、特別危機管理銀行の業務監査委員、財团法人理事、社会福祉法人評議員及び会社の社外監査役なども務める。

四年	七年	十年	十三年	十六年	二十年
平成一 九年一 〇月	平成一 一年	平成一 二年	平成一 四年	平成一 五年	平成一 七年
最高檢檢事 奈良地檢檢事正	最高檢檢事 奈良地檢檢事正	最高檢檢事 奈良地檢檢事正	最高檢檢事 奈良地檢檢事正	最高檢檢事 奈良地檢檢事正	最高檢檢事 奈良地檢檢事正
法務省保護局長	法務省矯正局長	法務省矯正局長	法務省矯正局長	法務省矯正局長	法務省矯正局長
廣島高檢檢事長	廣島高檢檢事長	廣島高檢檢事長	廣島高檢檢事長	廣島高檢檢事長	廣島高檢檢事長
次長檢事	次長檢事	次長檢事	次長檢事	次長檢事	次長檢事
退官	退官	退官	退官	退官	退官

平成二四年六月二八日 第一小法廷決定

二 平成二四年一〇月一五日 第一小法廷決定
した高裁判決を維持し、会社側の上告を棄却した（全員一致）。

三 平成二四年一〇月一七日 大法廷判決
県のダム工事をめぐって、思うように土地が売れないのである状況で工事受注の謝礼と知りながらゼネコン側に土地を買い取つてもらつたという事件において、いわゆる換金の利益は賄賂にあたるとした高裁判決を維持し、上告を棄却した（全員一致）。

四 平成二四年一一月八日 第一小法廷決定
平成二二年の参議院議員選挙が憲法違反かどうかが問題となつたいわゆる一票の格差裁判で、違憲状態であるという判断をした（多数意見）。

ダビング回数が制限されるデジタル専用の家庭用DVD録画機メーカーの著作権団体に対する補償金支払義務を否定した知識高裁の判決を維持し、上告を棄却した（全員一致）。

平成二二年三月二三日 大法廷半決
平成二一年八月三〇日施行の総選挙当时において、衆議院議員選挙区画定審議会設置法三条の定める衆議院小選挙区選出議員の選挙区割りの基準のうち、同条二項のいわゆる一人別枠方式に係る部分は、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至つていたが、憲法上要求される合理的期間内における是正がなされなかつたとはいえない（多数意見）。

二 平成二三年六月一四日 第三小法廷判決

公立中学校の校長が教諭に対し卒業式又は入学式において国旗掲揚の下で国歌斉唱の際に起立して斉唱することを命じた職務命令は憲法一九条に違反しない（多数意見、補足意見付加）。

三 平成二三年七月一二日 第三小法廷判決

消費者契約である居住用建物の賃貸借契約に付されたいわゆる敷引特約について、多数意見は、消費者契約法一〇条により無効とすることはできないとしたが、敷引金の具体的な内容が明

平成二三年三月二三日 大法廷判決

平成二一年八月三〇日施行の衆議院小選挙区選出議員の選挙について、いわゆる一人別枠方式に係る選挙区割りの基準及びこれによる選挙区割りは、いずれも投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたが、合理的な期間内に是正されなかつたとはいえず、それらについて定める法律の規定は憲法に違反するものということはできないとした（多数意見（補足意見付加））。

二 平成二三年一月一六日 大法廷判決

憲法は、刑事裁判における国民の司法参加を許容しており、裁判員制度は適正な刑事裁判を実現するための諸原則が確保されているから、憲法に違反しないとした（全員一致）。

三 平成二四年四月二三日 第二小法廷判決

多数意見が、住民訴訟の係属中にその対象とされている市の

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成二二年五月三一日 第一小法廷決定
花火大会が実施された公園と最寄り駅とを結ぶ歩道橋で多数の参集者が転倒して死傷した事故について、雑踏警備のため現場で警察官を指揮していた警察署地域官及び警備員を統括していた警備会社社長に業務上過失致死傷罪が成立するとした（全員一致、裁判長）。

二 平成二三年四月二八日 第一小法廷判決
特許権の存続期間の延長登録出願の理由となつた薬事法一四条一項による製造販売の承認に先行して当該承認の対象となつた医薬品と有効成分並びに効能及び効果を同じくする医薬品について同項による製造販売の承認がされていることを延長登録出願の拒絶の理由とすることが許されない場合を示した（全員一致、裁判長）。

裁判官としての心構え

世の中には法律という戦う武器を持たない人々がいます。私は、法という武器を使って、依頼者に悩み事や不安を解消し、平和な日常生活を取り戻すため、依頼者と一緒に頑張ることが法律家としての大切な使命だと考えていました。東京の片隅に開設した法律事務所は弁護士一人の小さなものです、著名事件や大型事件を担当したことはありませんが、約三〇年、マチ弁としての誇りをもつてコツコツと裁判実務に当たってきました。その中で、市民は本当に法律によって守られているのか、裁判を受ける権利は実質的に保障されているのかという疑問を感じていました。とくに情報が偏在している事件においては、適正で迅速な情報開示が行われて初めて真実が明らかとなり、法による正義が実現されます。そうでなければ、市民に対する「武器を持たずに戦え」というようなものです。被告人や被疑者と、警察や検察官とを比較すれば、刑事案件における武器対等の原則は、さらに重要なことが分かります。裁判官は、法による正義を実現するため、裁判記録の中から戦う武器を持たない市民の悲鳴を聞き出すことが大切だと考えて

四 平成二三年一〇月二五日 第三小法廷判決

单独であれば保険診療となる療法と先進医療であり自由診療である療法とを併用する混合診療における保険診療に相当する診療部分に係る保険給付を求めるることはできない（全員一致、補足意見付加）。

五 平成二三年一一月一六日 大法廷判決

裁判員制度は憲法三二条、三三一条、三七条一項、七六条一項、八〇条一項に違反しない（全員一致）。

六 平成二三年一二月一九日 第三小法廷決定

適法用途にも著作権侵害用途にも利用できるファイル共有ソフト、ウイニーをインターネットを通じて不特定多数の者に公開、提供し、正犯者がこれを利用して著作物の公衆送信権を侵害することを帮助したとして著作権法違反帮助に問われた事案につき、帮助犯の故意が欠けるとして、被告人を無罪とした原審を維持した（多数意見、裁判長）。

裁判官として心がけてきたことなど

四〇年間に及ぶ弁護士生活を経て約三年前に就任しましたが、

四 平成二四年九月七日 第二小法廷判決

前科証拠は、実証的根拠の乏しい人格評価につながりやすいから、それによって誤った事実認定に至るおそれがないと認められるときでなければ被告人と犯人の同一性の証明に用いることが許されないとした（全員一致）。

五 平成二四年一〇月一七日 大法廷判決

平成二二年七月一一日施行の参議院議員通常選挙について、多数意見が、選挙区間における投票価値の不均衡は違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っていたが違憲に至つていたということはできないとしたことに対し、私は、上記選挙までの間にその不均衡を定める法律の規定を改正しなかつたことは国会の裁量権の限界を超えており、この規定は憲法に違反するとの少数意見を述べた（反対意見）。

四 平成二三年一月一六日 大法廷判決
　憲法は、刑事裁判における国民の司法参加を許容しており、
　裁判員制度は憲法に違反しない（全員一致）。

五 平成二三年一二月一五日 第一小法廷判決
　滋賀県選挙管理委員会の委員長以外の委員について月額報酬
　を定める滋賀県特別職の給与等に関する条例の定めは、地方自
　治法二〇三条の二第二項が滋賀県議会に与えた裁量権の範囲を
　超え又はこれを濫用したものとして違法、無効であるとはいえ
　ない（全員一致、補足意見付加、裁判長）。

裁判官としての心構え

最高裁は最終審です。それだけに、最高裁の判断を求める当事
　者の声には一層重いものがあるようになります。したがって、ま
　ず、そうした声に謙虚に耳を傾け、その上で、証拠によつて認め
　られる事実と法に照らして最も適切妥当な判断を示すことが最高
　裁判事としての私に課せられた使命であり、その職責の厳しく重
　大であることを考えますと、身の引き締まる思いがします。

裁判官としての心構え

- ・ バードウォッチング　近くの公園に行くと、自然の中には地球の仲間がたくさんいることに気付きます（日本野鳥の会会員）。
- ・ モーツアルト　仕事で疲れたときなど、モーツアルトを聞くと、モーツアルトさんが隣に座つて話しかけてくれるから不思議です（日本モーツアルト協会会員）。

す。また、判断の結論が具体的妥当性を有するためには、事実を見つめその事実に即した理論に依らなければならぬと考えております。先人の知恵を学び、大局的見地を見失わないよう心がけつつ、一件一件事実に即した丁寧な判断を行つて参りたいと思ひます。

最高裁判所は憲法判断の最終審であるという重大な職責を負つています。その立場を深く自覚して見識ある判断を行うために全力を尽くして参ります。

最終審、法律審としての判断をさせていただくことにまことにおそれ多いとの気持ちが離れませんでした。一件、一件のそれぞれが重く、しばしば悩みつつ向き合つて来たというのが実感です。裁判は、公正で、社会常識にかない、しかも迅速であることが求められますが、特に最高裁判所に対しては、「憲法の番人」として、あるいは、立法、行政、司法の三権のチェック・アンド・バランスの下での司法として、あるべき役割を果たすことについて国民の皆様の期待が大きいことを改めて感じさせられています。

これからも、この職務に対する「畏れ」とでもいうべき思いをいだきながら、判断の「物差し」となるもの（正義、社会通念、常識あるいは良識などと呼ばれるもの）の在りどころを正しく認識するよう自己研鑽を重ねつつ、この職責を誠実に果たしていくなければならないと考えています。

平成 24 年 12 月 16 日執行

最高裁判所裁判官国民審査公報



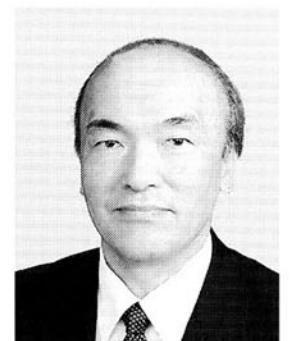
最高裁判所判事
おお
はし
まさ

昭和二二年三月三一日生
大槙正春



最高裁判所判事
ち
ば
かつ
み

昭和二一年八月二五日生
千葉勝美



最高裁判所判事
てら
だ
いつ
るう

昭和二三年一月九日生
寺田逸郎

略歴

東京都葛飾区に生まれ、葛飾区立半田小学校、私立開成中学校、同高校を卒業
東京大学法学部卒業
司法修習生
弁護士登録（第一東京弁護士会）
司法研修所民事弁護教官
日本弁護士連合会知的所有権委員会委員長
日本弁護士連合会常務理事
最高裁判所司法修習委員会委員
最高裁判所司法修習委員会幹事
法務省新司法試験問題検討会委員
日本弁護士連合会法科大学センター委員長
最高裁判所司法修習委員会委員
最高裁判所判事

昭和二二年三月三一日生 大槙正春

略歴

現在の北海道伊達市で生まれ、小学六年の夏までそこで過ごし、上京後、世田谷区立松沢小、中学校、都立戸山高校を経て、東京大学法学部卒業
法務省新司法試験問題検討会委員
日本弁護士連合会法科大学センター委員長
最高裁判所司法修習委員会委員
最高裁判所司法修習委員会幹事

昭和二三年一月九日生 寺田逸郎

略歴

京都市生まれ。以後、東京都、大阪市で過ごし、大阪学芸大学附属中学校（天王寺）、東京都立日比谷高校、東京大学法学部を卒業。
法務省民事局勤務となり、以後、在オランダ大使館等書記官をはさんで、法務省民事局
判事補に任命され、以後、東京地裁、札幌地方法官、最高裁判所調査官
参事官、第四課長、第三課長、第一課長
法務大臣官房秘書課長

昭和二三年一月九日生 寺田逸郎

略歴

裁判官としての心構え

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成二四年五月一〇日 第二小法廷決定
法人税法違反被疑事件で三人を超える数の弁護人を選任することについて、これを認めるべき刑事訴訟規則に定める特別の事情があるとした（全員一致、裁判長）。

二 平成二四年六月二八日 第二小法廷決定
刑事確定訴訟記録法に基づく判決書の閲覧請求を不許可とした保管検察官の処分が同法四条二項四号及び五号の解釈適用を誤っているとした（全員一致）。

三 平成二四年一〇月一七日 大法廷判決
平成二二年七月一日施行の参議院議員通常選挙當時、公職選挙法一四条、別表第三の参議院（選舉区選出）議員の議員定数配分規定は多数意見が指摘するような違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っていたにもかかわらず、立法府は抜本的な改革を怠り、また抜本的改革がなされないことについて國民に対する説明を怠っているのであるから、右定数配分規定を違憲とし、いわゆる事情判決の法理によつて請求を棄却したもの上で、主文において本件選挙が違法である旨を宣言すべきであるとの反対意見を述べた。

最高裁判所に就任して約一〇か月であり、関与した著名事件は僅かですが、様々な分野にわたる数多くの事件に触れ、社会の多様化と裁判の役割的重要性を感じています。

就任するまで約四〇年間、弁護士として様々な事件に関与していました。弁護士の活動が、法的な枠組みの中で、特定の依頼者を前提に、その権利の実現を図ることにより正義の実現を目指すといったものでのあるのに対し、特定の依頼者を前提としない裁判官の職務には、最初は戸惑いもありました。現在では、独善に陥ることのないよう常に自戒をしながら、自らの良心に従つて憲法及びその他の法令の解釈適用を行うことで正義の実現を図ることがその職務であると考え、実践しております。

具体的な事件の処理に当たつては、物事の多面性を踏まえ、開かれた態度で様々な意見に耳を傾け、最後までより正しい道を探り、勇気を持って決断する。こうした姿勢で一つ一つの事件を誠実に扱つていきたいと思つています。

裁判官としての心構え

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成二二年二月 甲府地裁
最高裁判所民事局長兼行政局長

二 平成二二年二月 東京高裁判事（部総括）
最高裁判所調査官

三 平成二二年二月 仙台高裁長官
最高裁判事

四 平成二二年三月 大法廷判決
平成二二年三月二三日 大法廷判決

平成二二年八月三〇日施行の衆議院議員総選挙が違憲、無効で区選挙の区割基準のうちのいわゆる一人別枠方式及びこの基準に従つて作成された選挙区割りに関する公職選挙法の定めは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至つていた。もつとも、これらは、憲法上要求される合理的期間内には正がされなかつたとはいえないが、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたとはいえない。憲法一四条等に違反するとはいえない（多数意見）。

五 平成二二年四月二三日 第二小法廷判決
住民訴訟の対象とされている地方公共団体の損害賠償請求権を放棄する旨の議会の議決の適否は、制度の趣旨等を総合考慮して判断すべきであるとして、その判断基準を示した上、これをお違法とした高裁判決を破棄して差し戻した（多数意見、補足意見付加、裁判長）。

六 平成二二年五月二八日 第二小法廷判決
保証人が、主たる債務者の破産手続開始前にその委託を受けないで締結した保証契約に基づき破産手続開始後に債務を弁済した場合に、保証人が取得する求償権を自働債権として主たる債務者（破産者）の有する債権（受衝債権）と相殺することは許されない（全員一致、補足意見付加、裁判長）。

七 平成二二年九月七日 第二小法廷判決
前科証拠を被告人が犯人であるとの証明に用いることがで訴事實と相當程度類似することからそれ自体で犯人であることを見合理的に推認させる場合に限られる（全員一致）。

八 平成二二年一〇月一七日 大法廷判決
平成二二年七月一日施行の参議院議員選挙が違憲、無効で区選挙の区割基準のうちのいわゆる一人別枠方式及びこの基準に従つて作成された選挙区割りに関する公職選挙法の定めは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至つていた。もつとも、これらは、憲法上要求される合理的期間内には正がされなかつたとはいえない。憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたとはいえない（多数意見）。

裁判官としての心構え

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成二二年三月 大法廷判決
平成二二年三月二三日 大法廷判決

平成二二年八月八日に行われた衆議院議員総選挙が違憲、無効で区選挙の区割基準のうちのいわゆる一人別枠方式及びこの基準に従つて作成された選挙区割りに関する公職選挙法の定めは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至つていた。もつとも、これらは、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたとはいえない。憲法一四条等に違反するとはいえない（多数意見）。

二 平成二二年四月二三日 第二小法廷判決
住民訴訟の対象とされている地方公共団体の損害賠償請求権を放棄する旨の議会の議決の適否は、制度の趣旨等を総合考慮して判断すべきであるとして、その判断基準を示した上、これをお違法とした高裁判決を破棄して差し戻した（多数意見、補足意見付加、裁判長）。

三 平成二二年四月二三日 第二小法廷判決
平成二二年四月二三日 第二小法廷判決

平成二二年八月八月に行われた衆議院議員総選挙が違憲、無効で区選挙の区割基準のうちのいわゆる一人別枠方式及びこの基準に従つて作成された選挙区割りに関する公職選挙法の定めは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至つていた。もつとも、これらは、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたとはいえない。憲法一四条等に違反するとはいえない（多数意見）。

四 平成二二年一月一九日 第三小法廷決定
飲酒により酩酊状態で自動車を高速運転し、前方注視を怠つて走行中の車両に追突して海中に転落させ、同乗していた三人の子供を死亡させた事件について、危険運転致死罪が成立する（懲役二〇年）とした（多数意見、裁判長）。

五 平成二二年一月一九日 第三小法廷決定
インターネットを通じてファイル共有ソフトを公開、提供したこところ、別の者がこれを利用して著作権の侵害を生じさせた事件について、著作権の侵害を生じさせた（多数意見、裁判長）。

六 平成二二年一月一九日 第三小法廷決定
飲酒により酩酊状態で自動車を高速運転し、前方注視を怠つて走行中の車両に追突して海中に転落させ、同乗していた三人の子供を死亡させた事件について、危険運転致死罪が成立する（懲役二〇年）とした（多数意見、裁判長）。

裁判官としての心構え

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成二二年一月一九日 第三小法廷決定
飲酒により酩酊状態で自動車を高速運転し、前方注視を怠つて走行中の車両に追突して海中に転落させ、同乗していた三人の子供を死亡させた事件について、危険運転致死罪が成立する（懲役二〇年）とした（多数意見、裁判長）。

二 平成二二年一月一九日 第三小法廷決定
飲酒により酩酊状態で自動車を高速運転し、前方注視を怠つて走行中の車両に追突して海中に転落させ、同乗していた三人の子供を死亡させた事件について、危険運転致死罪が成立する（懲役二〇年）とした（多数意見、裁判長）。

三 平成二二年一月一九日 第三小法廷決定
飲酒により酩酊状態で自動車を高速運転し、前方注視を怠つて走行中の車両に追突して海中に転落させ、同乗していた三人の子供を死亡させた事件について、危険運転致死罪が成立する（懲役二〇年）とした（多数意見、裁判長）。

四 平成二二年一月一九日 第三小法廷決定
飲酒により酩酊状態で自動車を高速運転し、前方注視を怠つて走行中の車両に追突して海中に転落させ、同乗していた三人の子供を死亡させた事件について、危険運転致死罪が成立する（懲役二〇年）とした（多数意見、裁判長）。

裁判官としての心構え

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成二二年一月一九日 第三小法廷決定
飲酒により酩酊状態で自動車を高速運転し、前方注視を怠つて走行中の車両に追突して海中に転落させ、同乗していた三人の子供を死亡させた事件について、危険運転致死罪が成立する（懲役二〇年）とした（多数意見、裁判長）。

二 平成二二年一月一九日 第三小法廷決定
飲酒により酩酊状態で自動車を高速運転し、前方注視を怠つて走行中の車両に追突して海中に転落させ、同乗していた三人の子供を死亡させた事件について、危険運転致死罪が成立する（懲役二〇年）とした（多数意見、裁判長）。

三 平成二二年一月一九日 第三小法廷決定
飲酒により酩酊状態で自動車を高速運転し、前方注視を怠つて走行中の車両に追突して海中に転落させ、同乗していた三人の子供を死亡させた事件について、危険運転致死罪が成立する（懲役二〇年）とした（多数意見、裁判長）。

四 平成二二年一月一九日 第三小法廷決定
飲酒により酩酊状態で自動車を高速運転し、前方注視を怠つて走行中の車両に追突して海中に転落させ、同乗していた三人の子供を死亡させた事件について、危険運転致死罪が成立する（懲役二〇年）とした（多数意見、裁判長）。

裁判官としての心構え

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成二二年一月一九日 第三小法廷決定
飲酒により酩酊状態で自動車を高速運転し、前方注視を怠つて走行中の車両に追突して海中に転落させ、同乗していた三人の子供を死亡させた事件について、危険運転致死罪が成立する（懲役二〇年）とした（多数意見、裁判長）。

二 平成二二年一月一九日 第三小法廷決定
飲酒により酩酊状態で自動車を高速運転し、前方注視を怠つて走行中の車両に追突して海中に転落させ、同乗していた三人の子供を死亡させた事件について、危険運転致死罪が成立する（懲役二〇年）とした（多数意見、裁判長）。

三 平成二二年一月一九日 第三小法廷決定
飲酒により酩酊状態で自動車を高速運転し、前方注視を怠つて走行中の車両に追突して海中に転落させ、同乗していた三人の子供を死亡させた事件について、危険運転致死罪が成立する（懲役二〇年）とした（多数意見、裁判長）。

四 平成二二年一月一九日 第三小法廷決定
飲酒により酩酊状態で自動車を高速運転し、前方注視を怠つて走行中の車両に追突して海中に転落させ、同乗していた三人の子供を死亡させた事件について、危険運転致死罪が成立する（懲役二〇年）とした（多数意見、裁判長）。

裁判官としての心構え

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成二二年一月一九日 第三小法廷決定
飲酒により酩酊状態で自動車を高速運転し、前方注視を怠つて走行中の車両に追突して海中に転落させ、同乗していた三人の子供を死亡させた事件について、危険運転致死罪が成立する（懲役二〇年）とした（多数意見、裁判長）。

二 平成二二年一月一九日 第三小法廷決定
飲酒により酩酊状態で自動車を高速運転し、前方注視を怠つて走行中の車両に追突して海中に転落させ、同乗していた三人の子供を死亡させた事件について、危険運転致死罪が成立する（懲役二〇年）とした（多数意見、裁判長）。

三 平成二二年一月一九日 第三小法廷決定
飲酒により酩酊状態で自動車を高速運転し、前方注視を怠つて走行中の車両に追突して海中に転落させ、同乗していた三人の子供を死亡させた事件について、危険運転致死罪が成立する（懲役二〇年）とした（多数意見、裁判長）。

四 平成二二年一月一九日 第三小法廷決定
飲酒により酩酊状態で自動車を高速運転し、前方注視を怠つて走行中の車両に追突して海中に転落させ、同乗していた三人の子供を死亡させた事件について、危険運転致死罪が成立する（懲役二〇年）とした（多数意見、裁判長）。

裁判官としての心構え

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成二二年一月一九日 第三小法廷決定
飲酒により酩酊状態で自動車を高速運転し、前方注視を怠つて走行中の車

最高裁判所裁判官国民審査の
投票日は
衆議院議員総選挙と同じく
12月16日(日)です。

※期日前投票・不在者投票の投票期間は、
12月9日(日)から12月15日(土)までです。